



発行 新潟県

第 10 号

令和3年2月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 125 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 126 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 127 特殊肥料の検査の結果(農産園芸課)
- 128 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 129 土地改良事業の工事完了届(農地計画課)
- 130 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 131 道路の区域変更(道路管理課)
- 132 道路の供用開始(道路管理課)
- 133 道路の区域変更(道路管理課)
- 134 道路の供用開始(道路管理課)
- 135 道路の区域変更(道路管理課)
- 136 道路の供用開始(道路管理課)
- 137 道路の区域変更(道路管理課)
- 138 道路の供用開始(道路管理課)
- 139 道路の区域変更(道路管理課)
- 140 道路の供用開始(道路管理課)
- 141 道路の区域変更(道路管理課)
- 142 道路の区域変更(道路管理課)
- 143 道路の供用開始(道路管理課)
- 144 道路の区域変更(道路管理課)
- 145 道路の供用開始(道路管理課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況(監査委員事務局)

告 示

◎新潟県告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和3年2月5日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
-----	-------	----------------	-------

ウエルシア薬局長岡関原店	長岡市上除町西2丁目7番地	育成医療・更生医療	令和3年2月1日
--------------	---------------	-----------	----------

◎新潟県告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
安江調剤薬局	上越市安江1丁目2-19	育成医療・更生医療	令和3年2月1日

◎新潟県告示第127号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により、令和2年10月から11月に収去した特殊肥料の検査結果の概要は次のとおりである。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

生産業者	特殊肥料の指定名	肥料の名称	検査結果	備考
株式会社有機センターあさひ	堆肥	あさひ堆肥	TN 1.9% TP 3.1% TK 2.0% C/N 13 TCu 132 mg/kg TZn 357 mg/kg	
有限会社鈴盛牧場	堆肥	豚ふん堆肥	TN 3.2% TP 3.9% TK 2.3% C/N 9 TCu 282 mg/kg TZn 603 mg/kg	
胎内市	堆肥	堆肥たいない2号	TN 0.8% TP 1.0% TK 1.3% C/N 18 TCu 22 mg/kg TZn 185 mg/kg	
有限会社シンムラ	堆肥	シンムラ中条ファーム 豚ふん堆肥	TN 3.5% TP 7.0% TK 3.0% C/N 8 TCu 219 mg/kg TZn 1,270 mg/kg	
渡辺 崇	堆肥	東蒲ゆうきの子	TN 0.4% TP 0.4% TK 0.8% C/N 28 TCu 17 mg/kg TZn 37 mg/kg	

新井田 潔	堆肥	新井田牧場「牛ふん堆肥」	TN 0.4% TP 0.3% TK 1.0% C/N 29 TCu 15 mg/kg TZn 39 mg/kg	
川作ファーム株式会社	堆肥	バイオコンポストのみ	TN 2.6% TP 7.9% TK 1.7% C/N 11 TCu 117 mg/kg TZn 723 mg/kg	令和2年11月11日にバイオコンポストゼロに名称変更
株式会社亀井プロジェクト	くん炭肥料	亀印のくん炭	TN 0.4% TP 0.1% TK 0.5% C/N 115 TCu 40 mg/kg TZn 50 mg/kg	
村山喜隆	堆肥	牛ふん堆肥	TN 0.5% TP 0.3% TK 0.9% C/N 25 TCu 67 mg/kg TZn 63 mg/kg	
有限会社下田種鶏場	堆肥	発酵鶏糞	TN 1.4% TP 4.6% TK 3.8% C/N 11 TCu 98 mg/kg TZn 509 mg/kg	
株式会社良寛	堆肥	有機堆肥いずもぎき	TN 0.8% TP 0.8% TK 1.5% C/N 18 TCu 26 mg/kg TZn 75 mg/kg	
飯田敏幸	堆肥	ソイルパワー飯田	TN 0.8% TP 0.4% TK 1.1% C/N 25 TCu 16 mg/kg TZn 37 mg/kg	
魚沼市	堆肥	有機堆肥魚沼げんき	TN 1.0% TP 1.5% TK 1.1% C/N 17 TCu 52 mg/kg TZn 177 mg/kg	

有限会社姿農場	堆肥	ブー太郎	TN 3.1% TP 3.8% TK 2.2% C/N 10 TCu 134 mg/kg TZn 7,970 mg/kg	
柏崎農業協同組合	堆肥	堆肥元気くん	TN 0.5% TP 0.4% TK 0.8% C/N 25 TCu 112 mg/kg TZn 86 mg/kg	
えちご上越農業協同組合	堆肥	土にやさしい発酵堆肥	TN 1.1% TP 1.1% TK 1.5% C/N 21 TCu 45 mg/kg TZn 96 mg/kg	
株式会社武江組	堆肥	有機の里	TN 1.8% TP 3.3% TK 1.3% C/N 14 TCu 11 mg/kg TZn 71 mg/kg	
園田長豊	堆肥	角坂のらくのう堆肥 土の養精	TN 0.9% TP 0.5% TK 0.7% C/N 17 TCu 15 mg/kg TZn 49 mg/kg	
佐渡農業協同組合	堆肥	完熟堆肥	TN 0.6% TP 0.6% TK 1.1% C/N 21 TCu 35 mg/kg TZn 68 mg/kg	

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、C/N－炭素窒素比、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量

◎新潟県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の越路原土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年2月5日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	長岡市沢下条丙112番地3	田中 藤雄 (理事長)
〃	〃 東谷3187番地	木曾 健太郎
〃	〃 飯塚1212番地	平石 博
〃	〃 東谷1152番地	内山 悦郎

// // 岩田1486番地 嘉瀬 重一
 // // 飯塚1030番地乙 田中 毅一
 // // 来迎寺乙308番地 永井 代志人
 // 小千谷市片貝町6759番地2 安達 高
 監事 // 片貝町10206番地 木曾 勘次
 // 長岡市来迎寺甲2637番地 黒崎 満州雄
 // // 川口武道窪157番地 阿部 恒雄
 就任年月日 令和2年6月29日

2 退任

理事 長岡市沢下条丙112番地3 田中 藤雄
 (理事長)
 // // 東谷3187番地 木曾 健太郎
 // // 飯塚1212番地 平石 博
 // // 東谷1152番地 内山 悦郎
 // // 岩田1486番地 嘉瀬 重一
 // // 飯塚2188番地3 田中 豊
 // // 朝日19番地2 松井 聖一
 // 小千谷市片貝町6759番地2 安達 高
 監事 長岡市飯塚1319番地乙 小林 勇一郎
 // 小千谷市片貝町10206番地 木曾 勘次
 退任年月日 令和2年6月28日

◎新潟県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和3年2月5日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
阿賀野市 六九・中ノ郷地区土地改良事業共同施行	六九・中ノ郷 (全換地区)	区画整理（非補助）	令和2年12月28日

◎新潟県告示第130号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年2月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 秋葉区秋葉三丁目の全部及び秋葉二丁目、田家の各一部
糸魚川市	糸魚川市の地籍図及び地籍簿 大字藤崎の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部
刈羽村	刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字刈羽の一部

2 認証年月日

令和3年1月28日

◎新潟県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市福山新田字谷内154番1から	新	6.8～13.2メートル	33.8メートル
同市福山新田字板落100番1まで	旧	4.8～13.2メートル	33.8メートル

◎新潟県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 栃尾守門線
- 2 供用開始の区間
魚沼市福山新田字谷内154番1から同市福山新田字板落100番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月5日

◎新潟県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市竜光字村前2016番4から	新	15.2～18.6メートル	43.9メートル
同市竜光字村前2086番1まで	旧	15.2～18.6メートル	43.9メートル

◎新潟県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線

- 2 供用開始の区間
魚沼市竜光字村前2016番4から同市竜光字村前2086番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月5日

◎新潟県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉水大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市吉水字檮ノ沢1477番14から	新	8.0～30.0メートル	41.5メートル
同市吉水字檮ノ沢1477番14まで	旧	8.0～11.6メートル	41.5メートル

◎新潟県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 吉水大和線
- 2 供用開始の区間
魚沼市吉水字檮ノ沢1477番14から同市吉水字檮ノ沢1477番14まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月5日

◎新潟県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市原字大平1084番7から	新	38.8～54.0メートル	103.5メートル
同市原字倉下1053番1まで	旧	37.6～53.0メートル	103.5メートル

◎新潟県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大石原線
- 2 供用開始の区間
魚沼市原字大平1084番7から同市原字倉下1053番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月5日

◎新潟県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市栄町517番37から	新	12.2～16.4メートル	143.2メートル
同市北園町字大西517番5まで	旧	11.9～16.0メートル	143.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道402号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 402号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市栄町517番37から	新	12.2～16.4メートル	143.2メートル
同市北園町字大西517番5まで	旧	11.9～16.0メートル	143.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市北園町字大西517番5から	新	12.2～16.4メートル	143.2メートル
同市栄町517番37まで	旧	11.9～16.0メートル	143.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道402号と重用

◎新潟県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
柏崎市栄町517番37から同市北園町字大西517番5まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月5日

◎新潟県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市三和区野字新田畑4848番1から	新	5.8～7.9メートル	89.2メートル
同市三和区野字新田畑4856番4まで	旧	6.8～7.9メートル	89.2メートル

◎新潟県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市北小浦字黒崎323番3から	新	5.8～14.2メートル	107.7メートル
同市北小浦字黒崎321番1まで	旧	5.5～8.7メートル	107.7メートル

◎新潟県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市北小浦字黒崎323番3から同市北小浦字黒崎321番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月5日

◎新潟県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市赤玉字城ノ平808番3から	新	8.0～30.2メートル	141.7メートル
同市赤玉字城ノ平805番1まで	旧	6.6～20.1メートル	146.3メートル

◎新潟県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市赤玉字城ノ平808番3から同市赤玉字城ノ平805番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月5日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波画像診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年2月5日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
超音波画像診断装置 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限

令和3年3月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和3年2月12日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年2月19日(金)午前11時00分

新潟県立加茂病院 多目的ホール

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

普通会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事、新潟県教育委員会及び新潟県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和3年2月5日

新潟県監査委員	栗	山	和	廣
新潟県監査委員	青	柳	正	司
新潟県監査委員	片	野		猛
新潟県監査委員	岡		俊	幸

監査の種別	平成30年度会計 定期監査	
部局名	監査の結果	措置の内容
教育委員会	<p>学校徴収金（生徒会費）の一部について、出納責任者（事務長）が管理していない教務室の金庫に1年以上現金として保管されていた。また、学期末の収支状況確認及び決算の監査が不十分であった。</p> <p>新潟県県立学校徴収金会計取扱要綱に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【小千谷高等学校】</p>	<p>現金を扱う可能性のある教諭に対し、現金を受領した際には速やかに入金処理を行うこと、また一時的に保管する場合は、事務室内金庫に保管するよう指導をしております。</p> <p>また、決算報告に際し通帳残高と決算書類の照合確認を行い、後任者への引き継ぎを確実にを行うよう徹底し、再発防止に努めます。</p>
公安委員会	<p>公務中における職員の交通事故が2件あり、相手方に全治22日間の負傷をさせるなどして1,054,630円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として1,532,843円支出したものがあつた。</p> <p>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【新潟警察署】</p>	<p>朝礼時等において、公用車の適正管理、安全運転の励行及び事故防止について幹部による指示教養を行ったほか、公用車事故防止映像版教養資料を用いて、車両特性や安全確認要領など基本事項の視覚教養を行い、交通事故防止の意識向上を図りました。</p> <p>今後もこれらの取組を強化し、職員の公務中の交通事故防止に努めてまいります。</p>
	<p>津川警察署署長公舎ブロック塀及び上ノ山宿舎ブロック塀撤去工事について、100万円を超える契約にもかかわらず、工事請負請書を受理し、契約書を作成していなかった。</p> <p>財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【津川警察署】</p>	<p>財務規則に基づき、適正に処理するよう、複数人で確認を徹底するとともに、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>公務中における職員の交通事故が4件あり、相手方に16,200円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として1,128,232円支出したものがあつた。</p> <p>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【上越警察署】</p>	<p>朝礼や招集日において、交通事故防止の注意喚起を図るとともに、発生した事故事例から事故原因、問題点及び反省点を署員で共有し、具体的な指示教養を実施しました。</p> <p>また、朝礼時にヒヤリハット体験などの3分間スピーチや運転開始前の簡易運転訓練を実施し、交通事故防止の意識啓発を図りました。</p> <p>今後もこれらの取組を強化し、職員の公務中の交通事故防止に努めてまいります。</p>

監査の種別	令和元年度会計 定期監査	
部局名	監査の結果	措置の内容
総務管理部	<p>「地方自治職員研修」の定期購読について、前金払をしているにもかかわらず、契約書が作成されていなかった。</p> <p>財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【人事課】</p>	<p>令和2年度は前金払を伴う定期購読はありませんでした。</p> <p>今後、前金払が必要な際は、財務規則に基づき適正な事務を行うよう改めて職員に対し注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。</p>

	<p>県庁舎ボイラー更新設計委託及び県庁舎サイン改修工事について、事前に支出負担行為の決定をすべきところ、見積合わせ後に支出負担行為の決定を行っていた。 前年度に同様の不備があったことを認識していたにもかかわらず、今回も改善されていなかった。 財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【管財課】</p>	<p>財務規則に基づき適正な事務を行うよう改めて職員に対し注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>福祉保健部</p>	<p>新潟県住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分499件20,763,897円が未納となっていた。 適切かつ効率的な債権管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【福祉保健課】</p>	<p>未納分については分割納入方式により償還させることとしており、令和2年10月31日までに22件947,534円が納入済みです。 今後も市町村と連携を図り、債務者に加え、保証人等にも連絡をとりながら、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>
	<p>看護職員養成推進事業委託について、債権者から請求書を徴取せずに支出命令を決議していた。 財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【医師・看護職員確保対策課】</p>	<p>財務規則に基づく適正な事務手続きの周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を確実にを行うことにより、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金収入について、決算日現在、16,534件104,050,451円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【児童家庭課】</p>	<p>地域振興局健康福祉（環境）部を通じた償還指導により、納入の促進を図った結果、令和2年10月31日までに864件4,604,264円が納入済みです。 未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>
	<p>児童扶養手当返納金収入について、決算日現在、195件5,152,260円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【児童家庭課】</p>	<p>地域振興局健康福祉（環境）部を通じた償還指導により、納入の促進を図った結果、令和2年10月31日までに19件338,960円が納入済みです。 未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>
	<p>児童家庭費負担金収入について、令和元年12月31日現在、過年度調定分165件1,779,030円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【中央福祉相談センター】</p>	<p>未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期徴収に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における令和2年10月31日までの納入はありません。</p>

	<p>障害福祉費負担金収入について、令和元年12月31日現在過年度調定分66件1,466,100円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【中央福祉相談センター】</p>	<p>未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期徴収に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における令和2年10月31日までの納入はありません。</p>
<p>産業労働部</p>	<p>設備合理化資金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分25件18,144,234円が未納となっていた。 適切かつ効率的な債権管理に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【創業・経営支援課】</p> <p>中小企業支援資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分85件873,667,306円が未納となっていた。 適切かつ効率的な債権管理に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【創業・経営支援課】</p>	<p>債務者や連帯保証人に対して督促を行っており、令和2年10月31日までに4件116,000円が納入済みです。 今後も、債務者等の状況に応じた計画返済など債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。</p> <p>未納額が多額となっている債務者については、計画的な償還を指導するなど、償還能力に応じた債権回収に努めており、令和2年10月31日までに13件5,317,000円が納入済みです。 今後とも、債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。</p>
<p>農林水産部</p>	<p>南魚沼地域振興局農林振興部から当所属へ提出される、農業者の個人情報を含んだ多量なアンケート回答書類の行方が分からなくなっていた。 南魚沼地域振興局農林振興部の担当者によれば、平成30年度末に発送したとのことであるが、当所属では収受したか否か不明とのことである。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【地域農政推進課】</p> <p>林業改善資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分20件50,340,601円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【経営普及課】</p>	<p>本件については、複数職員による収受文書の確認が不十分であったことによるものです。 今後、このようなことがないよう個人情報の厳正な管理について改めて職員に徹底し、以下の改善を行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む書類について、リストアップのうえ適正保管の徹底。 ・収受・発送の際、文書整理簿での管理に加え複数職員による確認の徹底。 ・年末年始、年度末期間中について外部へ文書発送を行わないことの徹底。 ・若手職員によるプロジェクトチームを作り、再発防止に向けた工夫や意識啓発の実践。 <p>債務者や連帯保証人に対して督促を行うとともに、償還能力に応じた計画的な分割納入を指導するなど、債権回収に努めており、令和2年9月末までに316,186円が納入済みです。 今後とも、債務者等と十分協議を行い、未納額の収納促進に努めてまいります。</p>

<p>土木部</p>	<p>サーバ6台及びL3スイッチ2台について、物品管理簿に登載されていなかった。 物品会計規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【河川管理課】</p> <p>新潟県住宅供給公社が管理を行っている県営住宅の使用料について、決算日現在、過年度調定分367件7,575,692円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【都市局建築住宅課】</p>	<p>物品管理簿に登載するとともに、物品会計規則に基づいた事務手続の周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。</p> <p>過年度調定分の県営住宅使用料については、滞納整理に努めた結果、令和元年度決算日から令和2年11月末までの間に、51件947,175円の納入があり、未納額は316件6,628,517円となりました。 今後とも滞納の発生防止に力を入れるとともに、臨戸訪問等による滞納者への納入指導を一層強化するなど、未納額の早期回収に努めてまいります。</p>																														
<p>交通政策局</p>	<p>長岡早朝便実証実験業務委託ほか2件の委託契約について、契約金額の算定方法等が記載された別紙が契約書には添付されていなかったため、結果として、契約書に契約金額を特定する記載がなかった。 契約に当たっては、財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【空港課】</p>	<p>契約相手方に対し、変更契約手続きについて不備があった点を伝達し、実態上問題がないことを確認しております。 契約締結の事務処理について、改めて課内で周知徹底を図るとともに、契約時に複数人でチェックを行うなど体制強化に努めております。</p>																														
<p>新発田地域振興局</p>	<p>児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分220件1,936,200円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p> <p>決算日現在、次のとおり過年度未収金があった。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1</td> <td>生活保護費返納金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">11件</td> <td>378,327円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2</td> <td>生活保護費返還金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(生活保護法第63条)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">25件</td> <td>625,225円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3</td> <td>生活保護費徴収金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(生活保護法第78条)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">45件</td> <td>1,130,036円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">81件</td> <td>2,133,588円</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p>	1	生活保護費返納金		11件	378,327円		2	生活保護費返還金		(生活保護法第63条)			25件	625,225円		3	生活保護費徴収金		(生活保護法第78条)			45件	1,130,036円		合計			81件	2,133,588円		<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促、文書催告、戸別訪問を行うなど計画的かつ組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における令和2年10月31日までの納入額は、2件9,900円です。</p> <p>履行延期による分割納入や支給する生活保護費との調整といった回収手法を活用するほか、家庭訪問、電話督促及び文書催告を計画的・組織的に実施し、未納額の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における令和2年10月31日までの納入額は、生活保護費返還金(生活保護法第63条)1件12,258円です。</p>
1	生活保護費返納金																															
11件	378,327円																															
2	生活保護費返還金																															
(生活保護法第63条)																																
25件	625,225円																															
3	生活保護費徴収金																															
(生活保護法第78条)																																
45件	1,130,036円																															
合計																																
81件	2,133,588円																															

	<p>公用車において、自動車検査証の有効期間及び自動車損害賠償責任保険の保険期間が満了した後に運行していたものがあった。 公用車の適正な管理に留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【農村整備部】</p>	<p>配車表に車検有効期間を表示し、庶務係複数人で管理確認する等対策を講じております。 また、ダッシュボードに車検有効期間を掲示し、担当者だけでなく事務所全体で再発防止へ取り組んでまいります。</p>
新潟地域振興局	<p>公務中における職員の交通事故が5件あり、公用車の修理費として1,064,771円支出したものがあった。 安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【農林振興部】</p>	<p>所属内会議や様々な場を通じて、交通安全及び交通事故防止について周知徹底を図っており、引き続き安全運転の徹底に努めてまいります。</p>
	<p>公用車用ガソリンの購入について、契約期間の中途において消費税及び地方消費税の税率改正があった場合は、変更契約を行う旨を契約書で定めていたにもかかわらず、税率改正時に変更契約を締結していなかった。 契約書に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【津川地区振興事務所】</p>	<p>契約書に基づいた事務手続を行うようあらためて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。</p>
三条地域振興局	<p>生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、令和元年11月30日現在、過年度調定分124件10,517,752円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【健康福祉環境部】</p>	<p>履行延期による分割納入や支給する生活保護費との調整といった回収手法を活用するほか、家庭訪問、電話督促及び文書催告を計画的・組織的に実施し、未納額の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における令和2年10月31日までの納入額は、6件162,000円です。</p>
	<p>公務中における職員の交通事故が2件あり、道路管理者に81,000円の損害賠償をしたほか、公用車1台を廃棄し、修理費として22,330円支出したものがあった。 安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【農業振興部】</p>	<p>部内職員を対象とした交通安全講習の開催、使用簿に安全運転に関する標語の掲載、運転前の職員への安全運転への声かけ等、安全運転に関する啓発活動を継続して行っております。 あわせて、公用車を損傷した場合は庶務係に遅滞なく報告するよう全職員に周知しております。 今後とも、物品の適正管理と安全運転の徹底に努めてまいります。</p>

<p>長岡地域振興局</p>	<p>児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分598件5,322,390円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促、文書催告、戸別訪問を行うなど計画的かつ組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における令和2年10月31日までの納入額は、9件68,800円です。</p>
<p>魚沼地域振興局</p>	<p>小型除雪機2台について、自動車賠償責任保険に未加入のまま除雪業者に貸与し、公道の除雪に使用させていた。 物品の管理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備部】</p>	<p>全ての除雪機械について、整備業者に年1回の点検を委託する際の仕様書に自賠償保険期間を記載し、保険期間が満了する機械については、自賠償保険の更新を整備業者に確実に依頼することとしました。 今後も再発防止の徹底に努め、適正な物品の管理を行ってまいります。</p>
<p>南魚沼地域振興局</p>	<p>特定医療費（指定難病）の受給者証について、誤って2名分を入れ違えて郵送したものがあつた。また、脳卒中調査票について、誤って別の医療機関に郵送したものがあつた。 平成30年度において母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の返済金に係る催告状についての誤送付が発生したにもかかわらず、令和元年度に同様の事故が発生した。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p>	<p>複数人でのチェックを再度徹底するとともに、受給者証等は、窓開き封筒を利用することにより、封入誤りによる誤送付を防ぐよう改善しております。</p>

	<p>当所属から地域農政推進課へ提出する、農業者の個人情報を含んだ多量なアンケート回答書類の行方が分からなくなっていた。</p> <p>当所属の担当者によれば、平成30年度末に発送したとのことであるが、地域農政推進課では收受したか否か不明とのことである。</p> <p>個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。</p>	<p>本件については、文書の送付記録や確認が不十分であったことが原因であり、個人情報の管理についても職員の認識不足によるものです。また、年度末の最終勤務日に送付するなど配慮も不足していました。</p> <p>今後の再発防止に向けて個人情報の管理を徹底し、以下の改善を行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の厳正な管理について、あらためて職員に徹底。 ・個人情報を含む書類をリストアップして、適正な保管を再度徹底。 ・個人情報書類は、文書整理簿での管理に加え、複数の職員による收受と発送の確認を徹底。 <p>特に発送方法ごとに整理簿を作成し複数職員による確認欄をもうけ確認と記録を徹底。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始、年度末年度初めについては、外部及び県機関への文書発送は早めの発送期限を独自に設定し、管理を徹底。
<p>十日町地域振興局</p>	<p>市への車両の貸与について、物品貸付簿に記載されていなかった。</p> <p>前回監査において、同様の不備があり、注意したにもかかわらず、今回も改善されていなかった。</p> <p>物品会計規則に基づいた事務手続を行われたい。</p>	<p>指摘のあった車両の貸与については、令和2年10月6日に物品貸付簿に記載しました。</p> <p>物品を貸し付ける際は、契約の締結のほか、物品貸付簿への記載が併せて必要だということを改めて係内に周知し、担当者は事務引継書に明文化し、後任者に確実に引継ぐことにより、再発防止に努めてまいります。</p> <p>今後は、物品貸付契約の起案時に、物品貸付簿の写しを添付することと、物品管理簿の表紙に、「物品を貸し付ける場合は、物品貸付簿への記載が必要」である旨の注意書きを設けることで、物品貸付簿への記載漏れ防止に努めてまいります。</p>
<p>上越地域振興局</p>	<p>児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分378件4,855,900円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促、文書催告、戸別訪問を行うなど計画的かつ組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における令和2年10月31日までの納入額は、50件855,660円です。</p>

<p>糸魚川地域振興局</p>	<p>公務中における職員の交通事故により、公用車1台を廃棄していた。 安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【農林振興部】</p>	<p>本件は、災害査定業務での現場移動中に担当職員が自ら運転し発生したことから、以降当該業務において担当職員が自ら運転することのないようにしております。</p> <p>また、日頃から職員に対して下記等により交通安全・事故防止の注意喚起を行い、意識保持に努めているところではあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年部内研修で交通安全に関するDVDを上映。今年度は9月28日に実施し、併せて交通安全管理者講習会での資料の一部を配付し、説明。12月にも実施予定 ・交通安全週間の周知 ・主管課からの事故防止の徹底や発生した場合の対処に関するメールの転送 ・地元商工会議所主催の会議で警察が提供する資料の回覧 ・ポスター「5分前行動の心掛け」の掲示 <p>(ゆとりある行動で、リスク回避)</p>
	<p>除雪機械チェーン購入について、100万円を超える契約にもかかわらず、契約書を作成していなかった。 また、支出負担行為決議書で処理すべきところ、支出負担行為兼支出命令決議書で処理していた。 財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備部】</p>	<p>支出負担行為の整理時期、契約書作成省略条件の確認が不十分であったため、今後は財務規則や各種通知を十分確認して適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>佐渡地域振興局</p>	<p>生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、令和元年12月31日現在、過年度調定分117件6,400,887円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉環境部】</p>	<p>未納者2名のうち1名（109件4,864,680円）は、定期的に督促しているにもかかわらず納入がない状況です。同人が住民税を滞納している居住市とも情報を共有しながら、引き続き督促するなど、未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>他の1名（8件1,536,207円）は死亡しており、代襲相続人2名に対し定期的に督促しているにもかかわらず納入がない状況です。引き続き督促するなど、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>

	<p>小木港制限区域保安警備業務委託について、契約変更をする際に、変更契約書が作成されていなかったものが3件あった。また、参考見積書に、本見積書として使用することを相手方に確認した旨の表示がないにもかかわらず、本見積書として扱っていたものが4件あった。 財務規則に基づく適正な事務手続を行われたい。</p>	<p>財務規則に基づき適正な事務を行うよう改めて職員に対し注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>港湾施設の原状回復に係る原因者の負担金について、決算日現在、過年度調定分1件2,408,400円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>原因者へ定期的な連絡を行っておりますが、相手方の所在が不明により納入がない状況です。 今後も、定期的な訪問や状況調査を継続し、早期収納に努めてまいります。</p>
<p>教育委員会</p>	<p>いじめ第三者委員会報告書を報道資料として報道機関に配布した際、非公開とすべき個人情報等を誤って公開したものがあった。 個人情報等の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。</p>	<p>個人情報を公開する場合の具体的な作業手順と留意事項を作成するとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>就学支援金の支給に関する連絡書類について、誤って他者にファックス送信したものがあった。 平成30年度において職員の不注意による個人情報の流出事故が発生したにもかかわらず、今年度においても同様の事故が発生した。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p>	<p>職員に発生事案の内容を周知し、個人情報の管理の徹底について注意喚起を行うとともに、ファクシミリ機には「登録先又はダイヤルNOの宛先2重チェック後送信」との注意文を貼付し読み合わせを徹底することとし、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>地下タンク高精度液面計設置工事について、100万円を超える契約にもかかわらず、工事請負請書を受理し、契約書を作成していなかった。 また、事前に支出負担行為の決定をすべきところ、見積合わせ後に支出負担行為の決定を行っていた。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p>	<p>指摘事案以降については、財務規則に基づき、100万円を超える工事は契約書を作成し、見積合わせを必要とする場合は事前に支出負担行為の決定を行いました。 今後も財務規則に基づいた事務処理を行ってまいります。</p>

<p>公安委員会</p>	<p>公務中における職員の交通事故が22件あり、相手方に負傷させるなどして、2,138,229円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として2,027,207円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【警察本部】</p>	<p>県警察においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転訓練指導者研修 ・交通取締実戦塾 ・実車や映像版教養資料を活用しての訓練及び教養 ・技能指導官による巡回教養等 ・交通取締重点箇所の安全点検及び取締方法の検討など、公用車事故防止に向けた取組を行いました。 <p>今後もこれらの取組を強化し、職員の公務中の公用車交通事故防止に努めてまいります。</p>
	<p>路側式道路標識の専用支柱の倒壊による車両損傷事故が発生し、相手方に1,980,027円の損害賠償をしたものがあつた。 施設の管理に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: center;">【江南警察署】</p>	<p>路側式道路標識の老朽化調査を実施して、倒壊の危険性のあるものについては撤去する等、対策を進めております。 今後も路側式道路標識の点検及び適正な管理に取組み、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>個人情報記録されたデジタルカメラのSDカードを紛失したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【三条警察署】</p>	<p>常日頃から、職員に個人情報の取扱について教養しているところですが、今回の事案を受け、複数人による確認を徹底しております。 今後も職員に対して繰り返し指導教養を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>公務中における職員の交通事故が2件あり、相手方に164,407円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費等として924,264円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【南魚沼警察署】</p>	<p>朝礼時等において交通事故防止の指導教養を実施し、署員の注意喚起を図りました。また、交通事故防止教養として、署長以下幹部による再発防止の継続指示を実施したほか、若手警察官を対象に交通課長による実技運転指導を実施しました。 今後もこれらの取組を強化し、職員の公務中の交通事故防止に努めてまいります。</p>
	<p>領置金保管庫鍵の保管管理が不適切だったため、被留置者から領置し保管中であつた現金を職員から窃取されたものがあつた。 犯罪防止を推進する警察として、現金の管理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: center;">【柏崎警察署】</p>	<p>領置した現金及び保管庫の鍵の管理を規則どおり行うことを徹底するとともに、領置金については新たに銀行口座に入金し管理するように改正しました。 今後も、規則に基づいた適正な保管管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>